

## 休眠預金規程

### 1. 休眠預金等活用法にかかる異動事由

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等にかかる資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という）にもとづく異動事由として取扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払にかかるものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の呈示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本号において「公告」という）の対象となっている場合に限りします。）
  - ①公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ②預金者が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳すべき取引がなかった場合を除きます。）もしくは繰越があったこと
- (5) 預金者等からの残高の確認があったこと（当行が当該残高確認があったことを把握することができる場合に限りします。）
- (6) 通帳式定期預金の場合、同一通帳内の各預入れについて、第1項から第5項に掲げるいずれかの事由が生じたこと

### 2. 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ①第1条に掲げる異動が最後にあった日
  - ②将来における預金にかかる債権の行使が期待される日として第2項で定めるものについては、預金にかかる債権の行使が期待される日として第2項において定める日
  - ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。
  - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の第1号から第5号に掲げる事由のみをいうものとし、預金にかかる債権の行使が期待される日とは、次の第1号から第5号に掲げる事由に応じ、当該の第1号から第5号に定める日とします。
  - ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日もしくは異動があった場合は取引日）
  - ②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

- ③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む）の対象となったこと

当該手続きが終了した日

- ④法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替（投資信託取引または勤労者財産形成預金にかかるものを除く）その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りま

す。）  
当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

- ⑤通帳式定期預金の場合、同一通帳内の各預け入れについて、第1号から第4号に掲げる事由が生じたこと

他の預金にかかる最終異動日

### 3. 複数の預金を組み合わせた商品の取引に係る預金の最終異動日等

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第2条第2項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います」。

### 4. 休眠預金等代替金に関するお取扱い

- (1) この預金について長期間お取引が無い場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金にかかる債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。
- (2) 第1項の場合、預金者等は、当行を通してこの預金にかかる休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、預金者は、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
  - ①この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払にかかるものを除く）が生じたこと
  - ②この預金について、手形または小切手の呈示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りま
  - す。）
  - ③この預金にかかる休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含む）が行われたこと
  - ④この預金にかかる休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の第1号から第3号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ①当行がこの預金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ②この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求

に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

- ③第3項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

## 5. 通知

この預金について、第2条に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、届出住所宛てにご連絡させていただきます。

\*お届けの住所に変更があった場合、必ず当行へ届け出てください。

## 6. 規程の変更

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によりこの規程の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、公表の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

(2024年8月5日現在)

以上